

都市計画税の概要

1. 課税客体	原則として市街化区域内の土地及び家屋 (土地：4,231万筆、家屋：3,020万棟)
2. 課税主体	都市計画区域を有する市町村 (課税市町村数 646団体／市町村総数 1,719団体 ※3)
3. 納税義務者	土地又は家屋の所有者 (土地：2,194万人、家屋：2,729万人) ※ 賦課徴収は固定資産税とあわせて行われる
4. 課税標準	価格（適正な時価）
5. 税率	制限税率 0.3%
6. 免税点	土地：30万円、家屋：20万円
7. 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日
8. 税収	1兆2,914億円（土地：6,966億円、家屋：5,948億円）

※1 税収以外のデータは、令和元年度実績。

※2 税収は平成30年度決算額。

※3 課税市町村数・市町村総数は平成31年4月1日現在のものであり、東京都特別区は1団体として計上。